



が、このような差別的措置はガット違反だとして抗議し、その結果、オーストリアはこの制度の実施を見合わせた。

また、1998 年オランダ議会において、全ての森林を対象として、持続可能な森林経営から生産された林産物とそうでない林産物を区別するラベリングの実施を義務付ける政策が検討されたことに対し、ITTO（国際熱帯木材機関）理事会で熱帯木材生産国とカナダが、WTO 協定違反だとしてオランダに激しく抗議した。オランダ政府はこの政策を実施していない（柱本〔3, 1-3 ページ〕）。

- (3) 1992 年、EU（当時 EC）は域内共通のエコラベル制度を制定したが、そのうち、トイレットペーパー等ティッシュ類に関する認定基準の案に「再生可能資源の消費量」が入っていたこと等について、米国、カナダおよびブラジルが貿易障害になるとして抗議し、混乱した。この基準案によると、バージンパルプを使用すると減点になり、しかもバージンパルプの原料となる木材は持続可能な森林管理がなされている場所で生育したものでなければならない。カナダでは、古紙が不足しており、EU の基準を満たすには、わざわざ米国から古紙を輸入する必要がある。また、ブラジルでは気候条件から樹木の成長が早く、バージンパルプ使用の環境負荷が EU と異なる等の主張であった。なお、EU は、これらの反対を押し切って原案通りの認定基準を採択した（山口〔9, 38 ページ〕）。
- (4) コロンビアは、1990 年頃から始まったドイツ等欧州の民間団体による花のエコラベル制度が、コロンビア等の特定の国に向けられたもので、かつ、チェックリストが恣意的・不明確で、コスト高を生み、よってコロンビアからの花の輸出の障害になっているとして、1998 年 5 月 WTO / TBT 委員会においてその不当性を主張した（WTO〔5〕）。

## 2．エコラベルを巡る貿易摩擦の背景

こうしたエコラベルを巡る貿易摩擦の背景として、ガットの「環境保護措置と国際貿易に関するグループ」の報告（1994 年 1 月。日本の宇川大使が議長を務めたことから、一般に「宇川報告」といわれる）は、以下の事項を掲げている（GATT〔2, paras.70-74〕）。

対象商品の選定と認定基準は、国内の環境事情（例えば、資源の制約や特定の環境製品に対する人々の好み）を反映する傾向があり、輸出国側にとって対応が難しい。製品の環境負荷に関するライフ・サイクル・アプローチ（LCA。製品の設計段階から廃棄に至るまでの全段階での環境へのプラス・マイナス面の影響を総合的に評価する考え方）がますます利用されるに伴い、認定基準が産品自体のみならず、生産工程・生産方法（processes and production methods：以下「PPM」という）に着目したものである場合が多くなり、それが輸出国にとっては、環境上の意味が薄かったり、莫大なコスト増になることがある（先に触れたドルフィンセーフラベルも、イルカを混獲しない漁法という産品非関連 PPM に着目したものの例である）。

## 3．WTO 協定との関係に関する国際的論議の動向

以上のような問題の発生を背景に、1995 年の WTO 発足と同時に設立された「貿易と環境に関する委員会」(Committee on Trade and Environment：CTE) および TBT 協定に基づき設けられている「貿易の技術的障害に関する委員会」(TBT 委員会)において、エコラベルと WTO 協定との関係に関する論議が続けられてきた。

そこでの各国の主張を整理すると、基本的には、エコラベルに積極的で、WTO 上問題

第 1 表 産品非関連 PPM に基づくエコラベルの扱いに関する論議の争点

|                     | 途上国                            | カナダ                                     | E U                                        |
|---------------------|--------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------|
| TBT 協定の対象か          | 対象外。<br>対象とすることは、環境基準の輸出につながる。 | 多国間で合意されたガイドラインに服し、透明性を有し、差別的でなければ、対象内。 | 対象内とのオプションもあるが、対象外とし、透明性の確保のため、別の規約の制定を提案。 |
| ガット / WTO の下で許容されるか | 認められない。                        | 差別的・恣意的でなければ、一定の条件下で認めてよい。              | 差別的・恣意的でなければ、一定の条件下で認めてよい。                 |

資料：WTO〔6〕〔7〕〔8〕を基に作成。

がないとする先進国と、労働基準の問題に波及することをおそれ、エコラベルに消極的な途上国との対立である（第 1 表）。

これらの委員会での論議を整理すると、エコラベルと WTO 協定との関係に関する争点は絞られている。即ち、争いの対象は、エコラベルの中でも、産品の特性に関連しない PPM（産品非関連 PPM）に基づくエコラベルであり、論議内容は、TBT 協定が産品非関連 PPM に基づくエコラベルに適用されるのかどうか、そもそも産品非関連 PPM に基づくエコラベルが、ガット / WTO ルールで認められるのかどうか、の 2 点である。

ここで、以上の争点の意味について述べておくこととする。

産品非関連 PPM とは、産品の生産工程・生産方法であって、産品の特性には差がないものである。例えば、マグロについて、イルカを混獲する漁獲方法か否かということである（産品のマグロ自体には差がない）。実際、「1. はじめに」で紹介した紛争事例は、いずれも産品非関連 PPM に基づくエコラベルについてである。

次に、争点「TBT 協定が産品非関連 PPM に基づくエコラベルに適用されるのかどうか」の意味についてである。

TBT 協定は、産品の規格（表示制度を含む）およびその認証手続きが国際貿易に対する不必要な障害をもたらさないことを確保することを目的とし、規格を制定する際に、原則として、関連する国際規格に準拠すること、規格及び認証手続きを内外無差別かつ最恵国待遇で適用すること、規格及び認証手続きの透明性を確保すること、等を規定している。この協定の対象であれば、その適用を通じて一定の規律が確保されることになる。

そこで、TBT 協定の適用範囲であるが、東京ラウンドで制定された最初のそれでは、産品そのものの規格にとどまっていた。ウルグアイ・ラウンドで成立した WTO の TBT 協定では、協定の対象範囲を拡大し、産品の生産工程及び生産方法（PPM）に関する規格も含めることとなった（TBT 協定附属書一）。ところが、それが産品の特性に関連する PPM のみならず、産品の特性に関連しない PPM（産品非関連 PPM）まで含むのかどうかは、議論の分かれるところなのである。

最後に、争点 「そもそも産品非関連 PPM に基づくエコラベルが、ガット / WTO ルールで認められるのかどうか」の意味についてである。

産品非関連 PPM に基づくエコラベルは、産品自体には差がないにも関わらず、その生産工程や生産方法でラベルを付けるかどうかの扱いを異にするものである。したがって、TBT 協定の対象とするかどうかの議論とは別に、そもそもガットの同種の産品に対する無差別原則との関係で許されないとする意見があるのである。

#### 4 . WTO 協定との関係に関する論点整理

以上の WTO 協定との関係に関する論議を、協定条文に即して検討し、論点を整理することとしたい。

##### ( 1 ) 産品非関連 PPM に着目したエコラベルに TBT 協定の適用があるか

1 ) TBT 協定の対象となる規格等の定義は、同協定附属書一の 1 および 2 に定められている<sup>(1)</sup> が、産品非関連 PPM に関する規格等も含むかどうかは条文上曖昧であり、これが先に触れた意見の対立につながっている。

その曖昧さの原因は、附属書一の 1 および 2 の各々の第 1 文には「産品」(“product”)と「生産工程」(“process”)の間に「又は(その)関連の」(“or (their) related”)が入っているにもかかわらず、各第 2 文には入っていない、という点にある。

附属書一の 1 および 2 の各第 2 文は、各第 1 文によってカバーされるアイテムの例示的リストを書いているにすぎない、と解すれば、たとえ、各第 2 文において「又は関連の」(“or related”)の言葉がないとしても、附属書一の 1 および 2 に定める表示要件は、産品の特性またはその関連の PPM に基づく表示要件に限定されるべきである、と解されることになる。一方、各第 2 文は、各第 1 文の例示ではなく、その付加的なものであると解すれば、産品非関連 PPM に基づく表示要件も含む余地がある、と解されることになる (CHANG [ 1, pp.141-146 ] )。

2 ) 以上のように文言上はどちらの解釈も可能であり、一概に答の出せない問題であるといわざるを得ない。いずれにせよ、何らかの形で、エコラベル策定に当たっての透明性、無差別性等を確保することが必要である。

##### ( 2 ) 産品非関連 PPM に着目したエコラベルはガット / WTO 上許されるか

1 ) ガット第 1 条第 1 項 (最恵国待遇) とガット第 3 条第 4 項 (内国民待遇) が関係する。

先にも触れたように、ツナ / ドルフィンケースにおいて、メキシコは、米国のイルカ保護消費者情報法の「ドルフィンセーフラベル」がメキシコからの輸入品に与えられなかったことを、ガット第 1 条第 1 項に違反するものであると主張したが、パネル裁定はこれを退けた。ラベルの認証基準は原産国に関わらず同一であり、しかも、認証の可否は、政府

から何ら差別的取り扱いを受けることを意味せず，商品が購入されるか否かは消費者の自由な選択に任されている，というのがその理由であった（加藤〔4, 273 ページ〕）。

つまり，この裁定では，PPM かどうかに関わらず，それ以前の問題として，政府の関与の程度を基に判断した。したがって，当該エコラベルにおける政府の役割の程度如何が重要であり，その程度如何によっては本条項違反とされる余地がある（CHANG〔1, pp.150-151〕）。

2） PPM に着目した基準への，3 条の内国民待遇規定の適用に関しては，宇川報告は次のような問題を指摘している。つまり，輸入産品に国内産品と同じ PPM を適用することは，エコラベルを取得するのに必要な PPM が輸入産品の原産地国の環境状況に適合しないならば，輸入産品が国内産の同種の産品よりも不利な扱いを受けることになる。つまり，自由貿易推進の立場からは，ある PPM 基準が内外無差別であるからといって，単純にガット上問題なしとはできない。もっとも，本条項の適用についても，消費者の選択に依存している任意のエコラベルであれば，上記 1）と同様，問題は少ない。

注 1） TBT 協定附属書一の 1 および 2 は、同協定上の「強制規格」「任意規格」を次のように定義している（下線は、筆者による）。

“1. *Technical regulation*

Document which lays down product characteristics or their related processes and production methods, including the applicable administrative provisions, with which compliance is mandatory. It may also include or deal exclusively with terminology, ...or labelling requirements as they apply to a product, process or production method.

...

2. *Standard*

Document approved by a recognized body, that provides, for common and repeated use, rules, guidelines or characteristics for products or related processes and production methods, with which compliance is not mandatory. It may also include or deal exclusively with terminology, ...or labelling requirements as they apply to a product, process or production method.

...”

## 5．おわりに

以上検討してきた内容を要約すれば，次の通りである。

エコラベルを巡る貿易摩擦の背景としては，ライフ・サイクル・アプローチの採用の拡大とともに，認定基準に産品非関連 PPM を取り込んだエコラベルが増えていることがある。

エコラベルと WTO 協定との関係を巡っては，エコラベル推進派の EU 等の先進国と，批判派の途上国との対立という基本的な構図があるが，途上国もすべてのエコラベルを否認するわけではなく，決定的に違うのは産品非関連 PPM に基づくエコラベルの取扱いに絞られると思われる。その争点は二つあり，一つは，産品非関連 PPM に基づくエコラベルへの TBT 協定の適用があるかどうか，もう一つは，そもそも産品非関連 PPM に基づ

くエコラベルがガット / WTO ルール下で許されるのかどうか、である。

一つ目の産品非関連 PPM に基づくエコラベルへの TBT 協定の適用の可否の問題については、1996 年の CTE 報告当時までは反対だった途上国の一部に、最近では同協定の適用に賛同するものが出てきているという変化が見られるものの、対立の解消は難しい。TBT 協定の解釈としても一概に答の出せない問題であり、いずれ、TBT 協定の改訂あるいは新たな協定の締結といった立法的解決を図るほかないのではなかろうか。

二つ目の産品非関連 PPM に基づくエコラベルとガット / WTO ルールとの関係の問題については、ガット第 1 条第 1 項及び第 3 条第 4 項が関係する。第 1 条第 1 項については、ツナ / ドルフィンケースのパネル判例があり、このケースではガット違反ではないとされたが、当該エコラベルにおける政府の関与の程度を重要な判断要素として、ケースバイケースで関係規定の要件該当性を検討していく必要がある。

最後に、エコラベルをめぐる以上の整理の政策的な意味合いについて述べてみたい。

エコラベルは、貿易の側面からみて 2 タイプあるように思われる。

「輸入国型」…輸入国が環境保護団体等の声をバックに設定する場合で、結果的に外国産品の輸入抑制的作用を持つもの。ドルフィンセーフラベルや、EU の紙製品のエコラベル等現実に紛争の種になっているケースはこれである。

「輸出国型」…輸出国が設定する場合で、自国産品の輸出促進的作用を持つもの。例えば、カナダや北欧の森林認証・ラベリングは、環境問題に敏感な消費者にアピールして市場の確保を目指す企業の販売戦略と結びついている。

いずれのタイプにしても、エコラベルは、自国産品の市場確保の効果を持ちうる。そして、近年、消費者は、PPM、つまり各種産品がどのような過程を経て、どのようにして作られたかということに関心を寄せるようになってきている<sup>(1)</sup>が、このような PPM への関心の増大は、エコラベルの有する市場確保効果を今後とも高めていくであろう。

一方、PPM、とりわけ産品非関連 PPM に基づく措置は、WTO 協定上の問題を含んではいるものの、本稿で見たように、エコラベルのような「任意のラベリング」という方法であれば、最終的な消費者に情報を与えた上で商品の選択をゆだねるものであり、政府の介入の程度が緩やかであることから、たとえ産品非関連 PPM に基づくものであっても、WTO 上整合性を持たせることが十分に可能な措置である<sup>(2)</sup>。

ひるがえって、我が国農林水産物については、エコラベルの影は薄い。我が国の農林水産業は、持続的経営という点で優等生の分野も多い。WTO 協定上問題のない方法でエコラベルを国内産物の市場確保に活用する余地が、もう少しあるのではなかろうか。

注(1) 食品に関係した PPM について言えば、本稿で紹介した種々のエコラベルに関係した環境上の問題の他、農林水産物の原産地や遺伝子組換え等に対する関心の高まり、更に欧州で関心の高い動物愛護の問題も、そうした

表れの一環である。

(2) PPM に基づく措置が、エコラベルのような緩やかな形でなく直接的な輸入規制の形をとる場合は、たとえその基準が内外無差別であっても、ガット・パネルは、エコラベルのケースよりも厳しい見方をしている。

例えば、米国は、イルカ混獲率の高い漁法により捕獲されたマグロを輸入禁止することを定めた海洋哺乳類保護法に基づき、1990 年、メキシコ産マグロを禁輸した。メキシコは、91 年、これをガット提訴し、ガットのパネルは、同年、米国の措置をガット違反であると裁定した（前述のドルフィンセーフラベルの判断とは逆）。もし PPM に基づく措置が、同じ基準を内外無差別に適用する限りガット上許されるとすれば、輸出国の環境規制が自国のそれと比べて不十分である場合は、当該国からの輸入を制限できることになってしまうことを、ガットパネルはおそれたものと考えられる。

途上国（先進国から環境規制が緩いと批判されている）は、こうしたガットパネルの見解に賛成である。一方、先進国の環境団体等は、環境基準が甘い途上国からの輸入を抑えたいことから、上記パネルの結論に対して厳しい批判をしている。

## 〔引用文献〕

- 〔1〕 CHANG,S.W., “GATTING a Green Trade Barrier : Eco-Labeling and WTO Agreement on Technical Barriers to Trade”, *Journal of World Trade*, Vol.31, No.1, 1997, pp.137-159.
- 〔2〕 GATT, *Report by Ambassador H.Ukawa(Japan), Chairman of the Group on Environmental Measures and International Trade, to the 49th Session of the Contracting Parties*, L/7402, 2 February 1994.
- 〔3〕 柱本修「貿易と環境についての国際的議論から見た森林認証・木材ラベリング」(『林業経済』No.622, 林業経済研究所, 2000 年 8 月)
- 〔4〕 加藤峰夫「グリーン購入とエコラベル」(『ジュリスト』増刊, 有斐閣, 1999 年 5 月)
- 〔5〕 WTO, G/TBT/M/11, 27 May 1998.
- 〔6〕 WTO, *Report of the Committee on Trade and Environment*, WT/CTE/1, 12 November 1996.
- 〔7〕 WTO, WT/CTE/M/20, 19 March 1999.
- 〔8〕 WTO, WT/CTE/M/23, 5 April 2000.
- 〔9〕 山口光恒「E Uエコラベル制度の動向」(上)(下)(『N B L』No.594, 595, 1996 年 6 月 1 日, 6 月 15 日).